

子育て支援

補助金・助成

出産・子育て応援給付金

☎ **子ども安心課 TEL 0848-67-6217**

子どもを産み、育てる家庭を経済的に応援するため、妊娠届出後に「出産応援給付金」と、赤ちゃん訪問後に「子育て応援給付金」を支給します。

【出産応援給付金】

妊娠1回あたり5万円(現金)

【子育て応援給付金】

児童1人あたり5万円(現金)

※他の自治体で支給されている場合は対象となりません。

国民健康保険税の免除

☎ **保険医療課 TEL 0848-67-6050**

産前産後期間相当分の国民健康保険税のうち、所得割と均等割が免除されます。出産予定月の6か月前から申請できます。

対象者	国民健康保険加入者で出産予定月(または出産月)が令和5年11月以降の人
免除期間	単胎: 出産(予定)月の前月から4か月間 多胎: 出産(予定)月の3か月前から6か月間
申請場所	市民課または各支所地域振興課

✓ 必要な物

- 母子健康手帳

乳幼児等医療費助成

☎ **子育て支援課 TEL 0848-67-6045**

高校卒業まで(18歳到達後、最初の3月31日まで)の子どもを対象に、医療機関ごとに1日500円(入院は月14日以内、通院は月4日以内、それ以降は無料)を超える保険診療分の医療費を助成しています。

新規申請 出生時・転入時など

更新手続き

原則不要です。該当の方には、有効期限終了月(子どもの誕生月、小学校入学時)の月末に、新しい受給者証をお送りします。

※手続きが必要な方には、個別に案内をお送りしますので、必要な手続きをしてください。

償還払

県外の医療機関で受診したときなど乳幼児等医療費助成を受けずに支払った、助成対象になる医療費は、申請により払い戻しを受けることができます。(保険診療外の費用および自己負担金は払い戻しできません) 子育て支援課・各支所地域振興課の窓口で手続きしてください。

✓ 必要な物

- 保険診療医療費の領収書
- 乳幼児等医療費受給者証
- 子どもの健康保険証
- 保護者の預金通帳等

【備考】

- 保険証を提示せず受診した場合や、高額療養費の対象となる場合、健康保険の適用となる治療用装具を購入した場合は、事前に加入している健康保険での手続きが必要です。
- 受診した日から同月内であれば医療機関窓口で払い戻しが可能な場合があります。(詳しくは医療機関へお問い合わせください。)

未熟児養育医療

☎ **子育て支援課 TEL 0848-67-6045**

生まれたときに体重が2,000g以下、または対象となる症状のある赤ちゃんが、指定された医療機関で入院治療を受けた場合、医療費が助成されます。

世帯の市町村住民税額等に応じ、医療費の一部は自己負担となります。

対象

出生時の体重が2,000g以下、または一定の症状に該当し、医師が入院養育を必要と認めた赤ちゃん

✓ 必要な物

- 養育(未熟児)医療給付申請書(世帯調書の記入欄もあります。)
- 養育医療意見書(指定養育医療機関の主治医が記入するものです。)
- 印鑑(申請者本人が手書きする場合は不要です。)
- お子さんの健康保険証
- 世帯構成員全員のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- 本人確認ができる運転免許証など

自立支援医療(育成医療)

☎ **障害者福祉課 TEL 0848-67-6060**

指定された医療機関で治療を受ける場合、市県民税の課税額等に応じ、医療費の一部が支給されます。

対象

18歳未満の児童で、身体に障害がある、または放置すると将来障害を残すと認められ、手術などで改善が見込まれる方

小児慢性特定疾病医療費助成

☎ **広島県東部保健所保健課健康増進係 TEL 0848-25-4641**

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の一部が助成されます。

対象者

小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣の定める疾病の程度を満たす児童等(18歳未満)が対象です。(18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20歳の誕生日の前日まで使用することができます。)

対象疾病及び認定基準

小児慢性特定疾病情報センターのホームページをご覧ください。

※広島県ホームページ(疾病対策課一小児慢性特定疾病医療費助成制度について)にも掲載されていますのでご参照下さい。

チャイルドシート購入費の助成

☎ **子育て支援課 TEL 0848-67-6045**

申請日において6歳未満の児童を養育している人(チャイルドシート購入日から申請日まで引き続き三原市に住所を有する方)に、チャイルドシートの購入費を助成します。(最高5,000円、児童1人につき1回限り)

申請期限 購入日から1年以内

※出産前の申請はできません

✓ 必要な物

- 品名・購入日記載の領収書
- 保護者の預金通帳

※ホームページから電子申請も可能です。

交通遺児激励金制度

☎ **子育て支援課 TEL 0848-67-6045**

交通事故により保護者を失った交通遺児に対し、心身の健全な育成を図ることを目的とし、交通遺児激励金を支給します。

対象

交通事故により保護者(親権を行う者、後見人その他の者であって、児童を現に監護し、原則として児童と同居している者)を失った乳幼児及び義務教育を終了していない児童又は生徒

(以下は広告スペースです)



はぐくもう、真心をこめて あなたの未来



東広島市西条栄町10-35 TEL (082) 422-9595

奨励金

交通遺児1人につき100,000円(1回限り)

支給方法

次の①～④に該当するいずれかの時期に支給します。(※申請手続きが必要です。)

【支給時期】

- ①交通遺児になった年度
- ②交通遺児になった翌年度
- ③小学校・中学校入学年度
- ④中学校卒業年度

就学援助

問 学校教育課 TEL 0848-67-6154

小学校入学予定または小中学校に通う、経済的に困難な児童生徒の保護者に、就学に必要な費用の一部を援助します。

特別支援教育就学奨励費

問 学校教育課 TEL 0848-67-6154

小中学校に通う児童生徒の保護者に、就学に必要な費用の一部を補助します。

対象 生活保護及び就学援助を受給する保護者以外で、次のいずれかに該当される方です。

- 要件**
- ①特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者
- ②通級指導教室に通う児童生徒の保護者
- ③通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当すると教育委員会が判断する児童生徒の保護者

申請方法 用紙に必要事項を記入し、通学している学校へ提出してください。用紙は各学校と三原市教育委員会学校教育課にあります。

奨学金を受けたいとき

問 学校教育課 TEL 0848-67-6154

高等学校または高等専門学校に進学をされる人、または在学中の人を対象にした奨学金制度があります。

募集時期 定期
毎年1月下旬～2月上旬頃
※相談は随時行なっています。

募集人数 若干名

もやすごみ指定袋の減免措置

問 生活環境課 TEL 0848-67-6168

2歳未満の乳幼児を養育している方に、申請により、乳幼児1人につき一定枚数のもやすごみ指定袋を交付します(申請は1回限り)。

対象 2歳未満の乳幼児を養育している人

- 要件**
- ①住民登録をしている
- ②在宅である

申請の時期 出生時、転入時

申請方法

母子健康手帳、申請者の本人確認ができるもの(運転免許証など)を持参し、申請書受付場所へ提出してください。
※できるだけ持ち帰り用の袋(マイバッグ)をご持参ください。

受付場所

市民課(出生届提出時と同時申請の場合)
生活環境課及び各支所地域振興課



住まいの支援制度

問 地域企画課 TEL 0848-67-6011

新築・空き家活用・リフォームなど、住まいの補助金制度をご活用下さい

① 結婚新生活支援事業 (住宅取得費・住宅賃借費・引越費用補助)

新婚世帯に対し、市内の住宅取得・リフォーム費用、家賃、引越費用を補助します。(移住世帯加算あり)



② ファーストマイホーム応援事業

市内において新たに住宅を取得する若年層(40歳未満の夫婦または子育て)世帯の住宅取得にかかる経費の一部を支援します。(移住して3年以内の世帯も対象)



③ 空き家バンク制度

空き家バンクとは、市内にある売却や賃貸を希望されている空き家の情報を登録し、利用を希望する人に紹介する制度です。市外から移住される場合は、改修費補助制度もあります。



空き家バンク登録物件情報▶

④ 空き家改修等支援事業

空き家バンクに登録された物件を対象に、市外からの移住者に対して空き家の改修費用を補助します。古民家を自分好みの生活空間にリノベーションすることが可能です。



⑤ 就労・移住定住支援事業

市内の医療や介護・福祉分野に新たに就職される人に対し、引越費用、家賃、養育費の移住支援金や就労奨励金(保育士・幼稚園教諭、介護福祉士等)を交付します。



📷 こどもおしごとチャレンジ フォトギャラリー

小学生を対象に、さまざまな仕事を体験する講座を開催しています!

令和5年度の講座のようす

※詳しくはP8～9をご覧ください



▲フラワーデザイナー



▲メイクアップアーティスト

📷 こどもおしごとチャレンジ フォトギャラリー



▲レーザークラフト作家



▲医師



▲栄養士